

# 国立大学法人信州大学安全保障輸出管理規程

(平成23年3月4日国立大学法人信州大学規程第102号)

## 目次

- 第1章 総則(第1条 - 第3条)
- 第2章 基本方針(第4条)
- 第3章 組織(第5条 - 第13条)
- 第4章 手続き(第14条 - 第19条)
- 第5章 出荷管理等(第20条 - 第21条)
- 第6章 監査, 研修及び文書管理(第22条 - 第24条)
- 第7章 報告(第25条)
- 第8章 懲戒処分(第26条)
- 第9章 事務(第27条)
- 第10章 雑則(第28条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は, 国立大学法人信州大学(以下「本法人」という。)の安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の基本方針を定め, 適切な管理体制を構築整備することにより, 本法人における輸出管理を確実な実施を図り, もって国際的な平和及び安全の維持の観点から我が国の教育研究機関として国際的責任を果たすことを目的とする。

2 この規程に定めるもののほか, 本法人における輸出管理については, 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及びその他の関係法令の定めるところによる。

### (適用範囲)

第2条 この規程は, 本法人が行う貨物の輸出及び技術の提供又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引(以下「技術の提供」という。)に関する業務に適用する。

### (定義)

第3条 この規程における用語の定義は, 当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外為法及びこれに基づく政令, 省令, 通達等をいう。
- 二 輸出等 技術の提供及び貨物の輸出(輸出を前提とする国内取引を含む。)をいう。

- 三 技術等 技術及び貨物をいう。
- 四 規制技術等 外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。
- 五 リスト規制技術 外国為替令（昭和55年10月11日政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに該当する技術をいう。
- 六 リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年12月1日政令第378号。以下「輸出令」という。）別表1の1の項から15の項に該当する貨物をいう。
- 七 リスト規制技術等 リスト規制技術及びリスト規制貨物をいう。
- 八 キャッチオール規制技術等 外為令別表の16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をいう。
- 九 大量破壊兵器等 核兵器，軍用の化学製剤及び細菌製剤又はこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット及び無人航空機をいう。
- 十 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- 十一 開発等 開発，製造，使用又は貯蔵をいう。
- 十二 教職員等 本法人の役員及び職員その他本法人が雇用するすべての者をいう。
- 十三 該非判定 技術等が，リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。
- 十四 非居住者 外国に居所を置く者（職・国籍を問わず日本人を含む。）及び来日して6ヶ月を経ない非雇用者をいう。
- 十五 取引審査 該非判定又は用途・需要者を確認する場合において当該判定又は確認の事項に該当するときに，本法人として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。
- 十六 就業規則等 国立大学法人信州大学職員就業規則（平成16年4月7日国立大学法人信州大学規則第2号），国立大学法人信州大学非常勤職員就業規則（平成16年4月7日国立大学法人信州大学規則第3号），国立大学法人信州大学シニア雇用職員就業規則（平成19年2月22日国立大学法人信州大学規則第6号），国立大学法人信州大学特定有期雇用教職員等就業規則（平成19年3月30日国立大学法人信州大学規則第7号），信州大学特別特任教授規程（平成17年1月20日信州大学規程第120号），信州大学特任教員規程（平成17年1月20日信州大学規程第121号）信州大学外国語・外国事情担当教員規程（平成17年3月17日信州大学規程第127号）及び信州大学研究員等実施要項（平成17年3月31日信州大学要項第29号）をいう。

## 第2章 基本方針

### （基本方針）

第4条 本法人における輸出管理の基本方針は，次の各号のとおりとする。

- 一 教職員等が規制技術等の輸出等を行う場合にあっては，外為法その他関係法令及

びこの規程に反する行為は行わない。

二 本法人における適切な輸出管理を実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備及び充実を図る。

### 第3章 組織

(最高管理責任者)

第5条 学長は、本法人における輸出管理について最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)として、第7条に規定する輸出管理統括責任者(以下「輸出管理統括責任者」という。)及び第11条に規定する輸出管理責任者(以下「輸出管理責任者」という。)と連携し、当該輸出管理に関する必要な措置を適切に講じなければならない。

2 最高管理責任者は、不測の事態が生じた場合には、輸出管理統括責任者及び輸出管理責任者に適切な指示を与え、速やかに必要な措置を厳正かつ適正に講じなければならない。

(輸出管理統括部署)

第6条 本法人における輸出管理に関する業務を統括する部署(以下「輸出管理統括部署」という。)を置き、信州大学産学官連携推進本部規程(平成16年4月7日信州大学規程第87号)第9条に規定する輸出監理室(以下「輸出監理室」という。)をもって充てる。

2 輸出管理統括部署において、次項に規定する業務を行う者は、輸出監理室に属する本法人の職員のほか、第8条に規定する輸出アドバイザーとする。

3 輸出管理統括部署は、以下の業務を行う。

一 本法人における輸出管理に係る規程等の制定及び改廃に関すること。

二 第14条に規定する該非判定に係る二次審査に関すること。

三 第17条に規定する取引審査の承認に関すること。

四 本法人における輸出管理に関する遵守事項等について、必要な指示等を行うこと。

五 輸出管理業務に係る監査に関すること。

六 第23条に規定する研修の実施に関すること。

七 輸出管理責任者に対し輸出管理業務に係る報告等を求めること。

八 輸出管理業務に関する調査の実施に関すること。

九 輸出管理責任者に対し改善措置等を指示すること。

十 輸出管理に係る事項について、教職員等の相談に応ずること。

十一 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関すること。

十二 輸出管理業務に係る記録の保存に関すること。

(輸出管理統括責任者)

第7条 本法人に、輸出管理に関し本法人全体を統括する実質的な権限と責任を有する

者(以下「輸出管理統括責任者」という。)を置き,研究担当の理事をもって充てる。

- 2 輸出管理統括責任者は,前条に規定する輸出管理統括部署の業務を掌理するとともに,最高管理責任者を補佐し,必要に応じて輸出管理責任者に指示を与えるものとする。

(輸出アドバイザー)

第8条 輸出監理室に,輸出アドバイザーを置き,輸出管理統括責任者が指名する者をもって充てる。

- 2 輸出アドバイザーは,第6条第3項第2号に規定する輸出管理統括部署の業務について指導助言を行うものとする。

(統括付マネージャー)

第9条 第6条第3項に規定する輸出管理統括部署の業務を補佐するため,統括付マネージャーを置き,別表第1の右欄に掲げる者をもって充てる。

- 2 統括付マネージャーは,第6条第3項に規定する輸出管理統括部署の業務の実施について協力するものとする。

(輸出管理担当部署)

第10条 各部局における輸出管理に関する業務を実施する部署(以下「輸出管理担当部署」という。)として,各部局の輸出管理に関する業務を担当する事務部をもって充てる。

- 2 輸出管理担当部署において,次項に規定する業務を行う者は,各部局の輸出管理に関する業務を担当する事務部の職員のほか,輸出管理マネージャーとする。
- 3 輸出管理担当部署は,以下の業務を行う。

- 一 輸出管理統括責任者からの指示等の周知徹底に関すること。
- 二 部局における輸出管理に係る手続に関すること。
- 三 第23条に規定する研修の実施に関すること。
- 四 第14条に規定する該非判定に係る一次審査に関すること。

(輸出管理責任者)

第11条 各部局に,輸出管理に関し各部局における実質的な権限と責任を有する者(以下「輸出管理責任者」という。)を置き,別表第2の中欄に掲げる者をもって充てる。

- 2 輸出管理責任者は,前条に規定する輸出管理担当部署の業務を掌理する。

(輸出管理マネージャー)

第12条 各部局に,輸出管理マネージャーを置き,別表第2の右欄に掲げる者をもって充てる。

- 2 輸出管理マネージャーは,輸出管理責任者の業務を補佐する。

(相談窓口)

第13条 本法人における輸出管理に関する事項について,教職員等からの相談に応ずるための相談窓口を輸出監理室に設置するものとする。

## 第4章 手続

### (該非判定)

第14条 次の各号に掲げる輸出等を行う教職員等は、リスト規制技術等について、事前に該非判定を受けなければならない。

一 非居住者に対する研究施設の案内や国内外で技術の提供を行う場合で、以下のものを含む。

イ 本邦に入国後6ヶ月を経過していない外国籍の学生及び研究者等に対して公知でない技術の情報等を用いて授業や指導を行う場合

ロ 国内外で打合せ又は会議を行う場合

ハ 国内外で電子メールやファクシミリに資料、図面、データ及びプログラム(以下「データ等」という。)を記載又は添付して送信する場合

ニ 記録媒体にデータ等を記録して送付する場合

ホ ファイルサーバにアクセスし、公知でないデータ等をアップロード又はダウンロードし、提供する場合

ヘ 研究等に必要な機器の発注に際して海外の企業等に所属する非居住者に仕様書、図面及びデータ等を送付する場合

二 海外の大学、研究機関又は企業と研究契約等を締結する場合

三 貨物を輸出、又は手荷物として国外に持ち出す場合

2 前項の該非判定は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 輸出等を行う教職員等は、学内で設計・開発した貨物の輸出又は当該貨物に関連のある技術の提供を行う場合にあっては、安全保障輸出管理チェックリストにより、事前に自ら判定を行い、その結果について該非判定書を作成の上、技術等に関する資料と合わせて輸出管理責任者に提出するものとする。

二 輸出管理責任者は、前号に規定する該非判定書及び当該該非判定書に添付された技術等に関する資料について、最新の外為法等に基づきリスト規制技術等に該当するか否かの判定(以下「一次審査」という。)を速やかに行うものとする。

三 輸出管理責任者は、学外から調達した技術等に係る輸出等について該非判定を行う場合にあっては、当該技術等の調達先から該非判定書を手入手する等の方法により、適切に該非判定を行うものとする。ただし、当該調達先から該非判定書等を手入手せずとも該非判定を行うことが十分に可能であると明確に判断できる場合にあっては、本法人の責任において該非判定を行うことができる。

四 一次審査又は前号に規定する該非判定を行った輸出管理責任者は、当該該非判定の結果について該非判定書を作成の上、技術等に関する資料と合わせて輸出管理統括責任者に提出するものとする。

五 輸出管理統括責任者は、前号に規定する該非判定書等が提出された場合は、その

判定内容について審査し、当該該非判定に係る承認の可否を決定するものとする（以下「二次審査」という。）。

- 3 輸出等を行う教職員等が、当該教職員等が属する部局以外の部局の用務により輸出等を行う場合にあっては、当該教職員等が属する部局において前項までに規定する該非判定を受けなければならない。
- 4 教職員等の指導の下で本法人に在籍する学生が輸出等を行う場合にあっては、当該教職員等が第1項及び第2項に規定する該非判定を受けなければならない。

（用途確認）

第15条 輸出等を行う教職員等は、安全保障輸出管理チェックリストにより、当該輸出等の相手先及び需要者等について次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

- 一 リスト規制技術等については、当該輸出等に係る技術等が大量破壊兵器等の開発等又は大量破壊兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられること若しくは用いられるおそれがあること。
- 二 キャッチオール規制技術等については、当該輸出等に係る技術等が大量破壊兵器等及び通常兵器等の開発等に用いられるおそれがあること。

（需要者等確認）

第16条 輸出等を行う教職員等は、安全保障輸出管理チェックリストにより、当該輸出等の相手先及び需要者等について次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

- 一 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されていること。
- 二 大量破壊兵器等の開発等を行うこと若しくは行ったことが入手した資料等により明らかであること又は当該資料等によりその情報があること。

（取引審査）

第17条 輸出等を行う教職員等は、当該輸出等が次の各号に掲げる取引に該当する場合は、一次審査を受けた後、審査票を作成し、輸出管理統括責任者に審査を請求するものとする。この場合において、当該取引を行うことの承認の可否については、輸出管理統括責任者が決定するものとする（以下「取引審査」という。）。

- 一 第14条に規定する該非判定の結果、外為令別表の1の項から15の項又は当該技術等が輸出令別表第1の1の項から15の項に該当する場合
- 二 第15条に規定する用途確認の結果、同条第1号又は第2号に規定する事項のいずれかに該当する場合
- 三 第16条に規定する需要者等確認の結果、同条第1号又は第2号に規定する事項のいずれかに該当する場合

- 2 前項に規定するほか、経済産業大臣から許可申請を行う必要がある旨の通知を受けた場合又は前項第1号から第3号までに掲げる事項に該当するか否かが不明である

場合においても取引審査を実施するものとする。

- 3 輸出等を行う教職員等で取引審査を請求する者は、仕向地、貨物等の名称、該非判定結果、需要者、用途及び取引経路等を記載した審査票に、取引審査に必要な書類を添付し、輸出管理統括責任者へ提出するものとする。
- 4 輸出等を行う教職員等は、審査票の作成に当たり、取引の内容を事実即して正確に記入しなければならない。
- 5 輸出管理統括責任者は、国内の取引であっても、輸出等を行うことが明らかである場合は、当該取引について取引審査を実施しなければならない。
- 6 取引審査の実施を依頼した輸出等を行う教職員等は、輸出管理統括責任者が当該取引に係る承認の可否を決定する前に、当該取引を進めてはならない。  
(外為法等に基づく許可の申請等)

第18条 前条に規定する取引審査の結果、輸出管理統括責任者が当該取引を承認した場合において、最高管理責任者は、経済産業大臣に対して当該取引に係る許可を申請するものとする。

- 2 輸出等を行う教職員等は、経済産業大臣の許可が得られるまでの間、当該輸出等を行ってはならない。  
(契約書等への明示)

第19条 輸出等を行う教職員等は、第17条第1項各号に該当する技術等の提供を行う場合、原則として契約書等の書面により約定を取り交わさなければならない。この場合において、次の各号に掲げる事項を当該書面に明示しなければならないものとする。

- 一 当該書面に記載された約定については、経済産業大臣の許可が得られた後でなければ発効しないこと。
- 二 経済産業大臣の許可が得られない技術等の提供はできないこと。
- 三 輸出等に係る技術等を大量破壊兵器等の開発等に転用しないこと。
- 四 当該書面に記載された事項及び外為法その他関係法令を遵守すること。

## 第5章 出荷管理等

(貨物の出荷に係る管理)

- 第20条 貨物を輸出する教職員等は、第14条及び第17条に規定する手続を行ったこと、出荷する貨物(当該教職員等が国外に持ち出す手荷物を含む。)が一次審査、二次審査及び取引審査に使用した書類に記載されている内容と同一であること並びに経済産業大臣の許可が必要な貨物を輸出する場合にあつては、当該許可を得ていることを出荷時において確認し、輸出管理責任者に報告しなければならない。
- 2 輸出管理責任者は、貨物を輸出する教職員等が前項に規定する当該貨物の確認を怠った場合は、直ちに輸出の手続きを停止させるとともに、輸出管理統括責任者に報告するものとする。

- 3 輸出管理責任者は、当該貨物の通関時までには事故が発生した場合は、直ちに輸出の手続きを停止し、輸出管理統括責任者に報告しなければならない。この場合において、輸出管理統括責任者は、事実関係を把握し、当該貨物の輸出に係る通関手続きの停止を指示することを含め適切な措置を講じる。

(技術の提供に係る管理)

第21条 技術を提供する教職員等は、第14条及び第17条に規定する手続を行ったこと、提供する技術が一次審査、二次審査及び取引審査に使用した書類に記載されている内容と同一であること並びに経済産業大臣の許可が必要な技術を提供する場合にあっては、当該許可を得ていることを提供時において確認し、輸出管理責任者に報告しなければならない。

- 2 輸出管理責任者は、技術を提供する教職員等が前項に規定する当該技術の確認を怠った場合は、直ちに当該技術の提供を停止させるとともに、輸出管理統括責任者に報告するものとする。

## 第6章 監査、研修及び文書管理

(監査)

第22条 輸出管理統括責任者は、本法人における輸出管理の状況について、定期的に監査及びモニタリングを行うものとする。

- 2 前項に規定する監査及びモニタリングの実施については、輸出管理統括責任者が別に定める。

(研修)

第23条 輸出管理統括責任者及び輸出管理責任者は、外為法その他関係規程及びこの規程を遵守しなければならないことの必要性について、教職員等に周知徹底するための研修を計画的に行うものとする。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第24条 輸出等に係る手続きに関する書類は、事実に基づき適切に作成しなければならない。

- 2 規制技術等の輸出等に係る文書又は記録媒体は、技術を提供した日又は貨物を輸出した日から起算して、7年間保管しなければならない。

## 第7章 報告

(報告)

第25条 教職員等は、外為法その他関係法令若しくはこの規程に違反した輸出等の事実を知った場合又は当該輸出等のおそれがあることを知った場合は、その旨を輸出管理統括責任者に速やかに報告するものとする。

- 2 輸出管理統括責任者は、前項の報告内容を調査し、外為法等に違反している事実が

判明した場合又は違反のおそれがあることを知った場合は、輸出管理の最高責任者に報告する。最高責任者は、学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

## 第8章 懲戒処分等

### (懲戒処分等)

第26条 教職員等が、故意又は重大な過失により、外為法その他関係法令及びこの規程に違反したものと認められる場合、学長は、就業規則等の定めるところにより、当該者に懲戒処分等を課すことがある。

## 第9章 事務

### (事務)

第27条 輸出管理に係る業務の総括に関する事務は、産学官連携推進本部輸出監理室において処理する。

## 第10章 雑則

### (雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第9条関係）

部局等		統括付マネージャー	
内部部局	内部監査室	課長補佐	
	広報室	課長補佐	
	経営企画部	経営企画課	課長補佐
	総務部	総務課	課長補佐
		人事課	課長補佐
	財務部	財務課	課長補佐
		経理調達課	課長補佐
	学務課	課長補佐	
	学生支援課	課長補佐	
	入試課	課長補佐	
	国際交流課	課長補佐	
	研究推進部	研究支援課	課長補佐
		産学官地域連携課	課長補佐
環境施設部	環境企画課	課長補佐	
附属図書館		副館長補佐（事務担当）	
総合健康安全センター		課長補佐	
総合情報センター		課長補佐	
人文学部		副学部長補佐（事務担当）	
経済学部		副学部長補佐（事務担当）	
理学部		副学部長補佐（事務担当）	
医学部		副学部長補佐（事務担当）	
医学部附属病院		総務課課長補佐	
教育学部		副学部長補佐（事務担当）	
工学部		副学部長補佐（事務担当）	
農学部		副学部長補佐（事務担当）	
繊維学部		副学部長補佐（事務担当）	

課長補佐又は副館長補佐（事務担当）若しくは副学部長補佐（事務担当）が輸出管理の業務に携わらない場合にあつては、当該業務に携わる主査とすることができる。

課長補佐又は副学部長補佐（事務担当）が複数存在する部局等にあつては、当該部局等において総務を担当する課長補佐又は副学部長補佐（事務担当）とし、課長補佐又は副学部長補佐（事務担当）が存在しない部局等にあつては、当該部局等において総務を担当する主査とする。

別表第2（第11条，第12条関係）

部局等	輸出管理責任者	輸出管理マネージャー
学部	学部長	副学部長（事務担当）
大学院の研究科	研究科長	当該研究科の事務を掌る学部の副学部長（事務担当）
全学教育機構	全学教育機構長	学務課長
附属図書館	附属図書館長	副館長（事務担当）
総合健康安全センター	総合健康安全センター長	事務室長
総合情報センター	総合情報センター長	主査
高等教育研究センター	高等教育研究センター長	学務課長
地域共同研究センター	地域共同研究センター長	工学部副学部長（事務担当）
国際交流センター	国際交流センター長	国際交流課長
ヒト環境科学研究支援センター	ヒト環境科学研究支援センター長	機器分析部門若里分室にあっては工学部副学部長（事務担当），遺伝子実験部門にあっては繊維学部副学部長（事務担当），それ以外にあっては医学部副学部長（事務担当）
山岳科学総合研究所	山岳科学総合研究所長	理学部副学部長（事務担当）
e-Learningセンター	e-Learningセンター長	学務課長
カーボン科学研究所	カーボン科学研究所長	工学部副学部長（事務担当）
サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー	サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長	繊維学部副学部長（事務担当）
イノベーション研究・支援センター	イノベーション研究・支援センター長	経済学部副学部長（事務担当）
産学官連携推進本部	産学官連携推進本部長	産学官地域連携課長
学生総合支援センター	学生総合支援センター長	学生支援課長
キャリアサポートセンター	キャリアサポートセンター長	学生支援課長
アドミッションセンター	アドミッションセンター長	入試課長
教員免許更新支援センター	教員免許更新支援センター長	学務課長
環境マインド推進センター	環境マインド推進センター長	環境企画課長

ファイバーナノテク国際若手研究者育成拠点	ファイバーナノテク国際若手研究者育成拠点長	当該拠点の事務をつかさどる学部の副学部長（事務担当）
エキゾチック・ナノカーボンの創成と応用プロジェクト拠点	エキゾチック・ナノカーボンの創成と応用プロジェクト拠点長	当該拠点の事務をつかさどる学部の副学部長（事務担当）
医学部附属病院	医学部附属病院長	副病院長（事務担当）
内部部局（内部監査室，広報室，経営企画部，総務部（役員を含む。），財務部，学務課，学生支援課，入試課，国際交流課，研究推進部及び環境施設部）	内部部局の長	各課の長